

三重大学教育学部附属特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

『「いじめの防止のための基本的な方針」平成25年10月11日文科科学大臣決定』

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての児童生徒および教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの児童生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を次の基本理念のもとに定める。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、児童生徒が自他を尊重する気持を涵養し、豊かな心や道徳性、自律性を育みつつ、対人交流の能力の育成を図る。
- (2) いじめは、被害側の児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない」学校づくりに取り組む。いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処を行い、被害側の児童生徒を守り通すとともに、加害側の児童生徒には、適切かつ毅然とした指導を行う。
- (3) いじめ防止等のため、学習意欲と学力の向上を目指し、わかりやすい授業を構築するなど教室内での児童生徒の居場所づくりを進める。それらを通じて、自信と誇りを持ち、自主的な行動ができる力を育てる。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒たちを見守りながら、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、必要な校外資源を活用する。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止対策委員会の構成

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、各学部主事、校内コーディネーター、（随時：当該児童生徒担任）

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ア いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。
- イ いじめ防止年間計画の策定と取組の評価。
- ウ 教育相談、個人面談等による児童生徒からの情報収集と結果集約。
- エ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応。

- オ いじめの状況把握及び分析。
- カ いじめを受けた児童生徒に対する相談及び支援
- キ いじめを受けた児童生徒の保護者に対する相談及び支援
- ク いじめを行った児童生徒に対する指導

4 いじめ防止等の指導体制

学校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制の充実を図る。

5 未然防止および早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、早期発見のための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者や地域への啓発及び連携を図る。

6 いじめ事案への対応

日常の観察や個人面談等の中で、いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止対策委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより本校児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の児童生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ いじめにより本校児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断する。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして、校長の判断のもと適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに三重大学教育学部附属学校園いじめ問題対策委員会に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を母体とした組織で調査を行い、直ちに事実関係を把握し、情報提供を行うとともに、事態の解決にあたる。

なお、児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされている疑いがある場合、次の点に留意しながら厳正に対応する。

ア 速やかに、三重大学、文部科学省に事案発生の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や、所轄警察署等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。

イ 三重大学、文部科学省と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合…いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導やいじめられた児童生徒の状況に応じたケア・支援をおこなう。

- ・いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合…当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査をおこなう。

ウ 上記調査の結果については、被害児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8. その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

全教職員で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、対応についての共通理解を図る。

(2) 校内研修の充実

少なくとも年1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全教職員の共通理解を図る。

(3) 校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価等

学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、目標の設定や目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

(5) 家庭や地域との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。